

10月は飼い主マナー向上推進月間です マナーを守って人と動物に優しいまちへ

▶ 飼い主のみなさん “ふん放置” 大迷惑です！

一年を通じて“ふん放置”の苦情が多く寄せられます。他人の家の前や空き地・道路・公園などで飼い犬が“ふん”をした場合は、放置しないで必ずお持ち帰りください。猫は専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう。袋やスコップを持っている“だけ”では意味がありません。

▶ 犬は必ずつないで飼いましょう。散歩中もリードをつけて！

犬の放し飼いは県条例で禁止されています。動物が苦手な人に恐怖心を与えてしまったり、咬みつき事故を起こしたり、さらには迷子や交通事故にあう危険性もあります。「うちの子は大丈夫」と思っている方、犬には人間にはわからない本能があります。必ずつないで飼いましょう。

▶ 飼い犬の「登録」と「狂犬病予防注射」されていますか？

生後91日以上の子犬には生涯1回の「登録」と年に1回の「狂犬病予防注射」が法律により義務付けられています。（室内外すべての犬が対象です）狂犬病予防注射は市で行っている集合注射（6月・10月）のほか、動物病院でも接種できます。飼い犬の健康状態をみながら接種を行ってください。また、登録している犬の死亡や登録内容の変更があったときは、届け出が必要です。

▶ 動物を捨てることは動物愛護法違反です！

飼い主は、産まれてくる仔犬や仔猫の将来にも責任を持たなければいけません。仔犬や仔猫が産まれてから困るより、避妊や去勢をお願いします。産まれた仔犬や仔猫は、責任をもって育てるか、新しい飼い主を探してください。捨てるということは許されません。市では犬猫の避妊・去勢手術の補助を行っています。



▶ 飼い主不明の犬猫に餌を与えている方へ

餌を与えている方は、立派な飼い主です。餌だけ与えるのではなく、責任をもってご近所の迷惑とならないようにしましょう。

【お問合せ】 犬・猫の苦情や相談 茨城県動物指導センター ☎ 0296-72-1200
犬の登録・狂犬病予防注射 潮来市環境課 ☎ 0299-63-1111 内線253